

C2-2023- 政治・国際

専門（記述式）試験問題

注 意 事 項

- 問題は政治学、行政学、憲法、国際関係（2題）、国際法、公共政策（2題）の**6科目（8題、16ページ）**あります。このうち**任意の3題**を選んで解答してください。
- 解答時間は**4時間**です。
- 答案用紙の記入について
 - 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
 - 問題**1題に1枚**（両面）を使用してください。
 - 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。
問題番号欄には、解答した問題の別（**政治学、行政学、憲法、国際関係A、国際関係B、国際法、公共政策A、公共政策B**）を記入してください。
 - 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
- この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
- 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
- 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	政治・国際		

指示があるまで中を開いてはいけません。

政治学

政治学者のA・レイプハルトは、現存する民主主義体制を、多数決による決定を重視するか、より広範な合意形成を重視するかという観点から分類できることを示した。レイプハルトは、多数決型民主主義よりもコンセンサス型民主主義の方が、優れたパフォーマンスを示していると主張したが、多数決型民主主義の優位性を強調する見解も少なくない。多数決型民主主義の典型例で、ウェストミンスター・モデルと称されるイギリスの政治は、民主主義の一つの理想と考えられてきた。

一時期を除いて政権交代がなく、首相のリーダーシップが制約されがちであった日本でも、政権交代のある二大政党制と首相の強力なリーダーシップを特徴とするイギリス政治は、高く評価されてきた。1990年代にはイギリスをモデルとした政治改革・行政改革が行われ、日本政治のウェストミンスター化が論じられるようになったのである。

ところが、日本がモデルとしたイギリスでは、近年、国民投票でEUからの離脱が決定されたり、首相が短期間で頻繁に交代したりするなど、政治の流動化が続いている。このようなイギリス政治の現状を考えるにあたり、ウェストミンスター・モデルの制度的特徴が大きく変化していることに着目する見解もある。

そこでまず、①多数決型民主主義に分類される体制は、具体的にどのような制度的特徴を持つのかを、コンセンサス型民主主義の制度的特徴と対比させながら説明しなさい。次に、②多数決型民主主義の典型例としてきたイギリスの制度的特徴が、近年、どのように変容し、それが、どのような結果をもたらしたのかを説明しなさい。その上で、③現在の日本の政治制度に対して、イギリスにおける現状から得られる示唆について論じなさい。

行政学

現代民主主義国家では、有権者の負託を受けた政治家に対する行政の応答性を高めることは大きな課題である。他方、政府の活動範囲が広がり、その活動量も増えていく中で、行政の専門性を向上させることも大きな課題である。行政を担う公務員の人事システムは、こうした課題に対応して見直しが行われてきた。

以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 19世紀後半から20世紀前半にかけて、英国と米国において公務員制度改革が行われた経緯についてそれぞれ説明した上で、その改革の結果として両国で導入された公務員採用方式について、長所と短所を明らかにしながら説明しなさい。
- (2) 2000年代以降の日本では様々な行政改革が行われてきたが、その中でも政治的応答性を高める観点から行われたものについて説明した上で、それが日本の行政に与えた影響を論じなさい。

次の仮定の事例を前提にして、設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

[事例]

出版社である A 社に勤務するジャーナリスト B は、C 省において公金が不適切に使用されているという情報をつかみ、C 省で会計処理を担当している職員である公務員 D に取材を試みた。D は、自分が話したということを口外しないという条件であれば取材に応じると答え、B はその条件を了承した。D は B に対し、「このところ、上司の E から度々、性格の不明確な会合の費用を公費から支出するよう指示を受けている。私は、それらの会合の趣旨をより詳しく調べたいと申し出たのだが、E からは、そのような調査はせずに自分の指示に従うよう強く命じられた。私は、これらの会合は職員の私的な懇親会だと思っている。」と述べた。B は、D の許可を得て、取材のやり取りを IC レコーダーに録音していた。

その後、A 社が発行する雑誌が、C 省で公金の不正使用が行われているという内容の記事を掲載し、その中で、E について、実名を挙げつつ公金不正使用の中心人物であると批判した。

(1) 報道の自由及び取材の自由の憲法上の位置付けについて論じなさい。

(2) E は、自分を批判する記事は全くの事実無根であると主張し、A 社に対して名誉毀損を理由とする損害賠償請求訴訟を起こした。訴訟において、E は、この記事のための取材を主に B が担当していたことを知り、B に対して誰から情報を得たのかを証言するよう求め、裁判所も民事訴訟法第 190 条に基づき B への証人尋問を認めた。しかし、B は、同法第 197 条第 1 項第 3 号を援用して取材源の人物についての証言を拒んだ。

B の証言拒絶が認められるかについて、憲法の観点から論じなさい。

(3) E は、更に B を名誉毀損罪（刑法第 230 条第 1 項）で告訴したため、B に対する警察の捜査が開始された。警察は、この記事で摘示された事実は同法第 230 条の 2 第 3 項における公務員に関する事実に該当し、その真実性の有無も捜査対象となると考えたが、B は取材過程について一切供述を拒んだ。警察は、捜査を続ける中で、この取材の相手との会話を録音している IC レコーダーが A 社内に保管されていることをつかみ、記事の真実性を判断するためにはこの録音内容を知ることが不可欠であるとして、刑事訴訟法第 218 条第 4 項に基づき、この IC レコーダーの差押令状の発付を裁判所に請求した。

この請求が認められるかについて、憲法の観点から論じなさい。

(参考)

○ **憲法**

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

○ **民事訴訟法**

(証人義務)

第 190 条 裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。

第 197 条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 第 191 条第 1 項の場合

二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、
公証人、宗教、^{とう}祈禱若しくは祭祀^しの職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

○ **刑法**

(^き名誉毀損)

第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(公共の利害に関する場合の特例)

第 230 条の 2 前条第 1 項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第 1 項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

○ **刑事訴訟法**

第 218 条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

2～3 (略)

4 第 1 項の令状は、検察官、検察事務官又は司法警察員の請求により、これを発する。

5～6 (略)

国際関係 A

第二次世界大戦の終結後まもなくして、米国とソ連の間でいわゆる冷たい戦争（冷戦）が始まり、米ソは軍事的に対立した。その対立の一つの現れが核軍拡競争であったが、米ソ両国の指導者は同時に、核戦争の危険を自覚、認識し、核軍拡競争を規制することで核戦争を防止し、両国の関係を安定化させることを目指した。核軍拡競争の制御をめぐる米ソ関係史は、冷戦期の両国関係、更には国際関係の展開と変容を示す歴史でもあった。

そこで第二次世界大戦終了後から冷戦終結までの間において、主に米ソ間で展開された核軍備管理・軍縮交渉とそれらの結実である主要な協定・条約について簡潔に説明しつつ、その時々の国際関係の状況と変容を時系列に沿って論じなさい。さらに、これらの協定・条約がその後の米ソ関係、国際関係に与えた影響についても考察しなさい。

国際関係 B

次の英文は、1980 年代前半に国際政治学において主張された主要な学説に関する著作の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。この学説において重視されている概念について言及しながら、その特徴について説明しなさい。加えて、この学説に対してなされた批判についても併せて論じなさい。また、この学説が現代国際関係に与えている示唆はどのようなものか、具体的な事例を挙げて論じなさい。

著作権の関係のため、掲載できません。

著作権の関係のため、掲載できません。

国際法

次の設問(1)、(2)に答えなさい。

(1) A国では長く強権的な軍事政権が続いており、民主化を求めて活動する国民に対して弾圧が行われている。中でも、A国内における少数民族である α 族が多数居住する β 地域では、とりわけA国政府による厳しい弾圧・拷問が行われており、 α 族の間ではA国からの分離独立を求める声が高まっている。

多くの国がA国による弾圧等を非難し、それぞれ独自にA国との間の輸出入禁止やA国に対する新規投資の禁止、A国政府閣僚に対する資産凍結等の制裁措置を課しているが、こうした措置の中には、措置国とA国との間で締結されている二国間友好通商条約に反するものが含まれている。また、B国は、この制裁措置のほか、B国国内法によりA国への輸出を禁止している物品が、第三国を経てA国に再輸出されることも禁止し、再輸出を行った第三国企業に対しても制裁措置（いわゆる二次制裁）を課しているが、この措置の中には、B国と当該第三国との間に締結されている二国間友好通商条約に反するものが含まれている。

問1 既存国家の一部地域の分離独立は国際法上の自決権行使として認められるか、認められるとすればどのような場合かについて論じなさい。

問2 A国に対する制裁措置を国際法上正当化し得るかについて論じなさい。また、B国による第三国企業に対する二次制裁を国際法上正当化し得るかについても論じなさい。

(2) C国に所在する企業X社は、D国に所在するその子会社Y社にコンピューターを製造させ、C国内で販売している。Y社はコンピューターの基幹部品をE国、F国、G国、H国、I国、J国にそれぞれ所在する企業K社、L社、M社、N社、O社、P社から購入しているが、K～P社の間では部品価格を一定額以上に維持できるように価格カルテルが結ばれていた。これを知ったC国は、「価格カルテルは我が国のコンピューター市場における競争を害する不公正なものである」とし、この価格カルテルを主導したK社に対してC国独占禁止法に基づいて課徴金納付命令を発した。このようなケースにおいて、C国がC国独占禁止法をK社に適用することが認められるかについて、国際法上の国家管轄権の適用範囲に関する考え方を踏まえて論じなさい。

公共政策A

国民医療費は、医療保険、労働災害、生活保護の医療扶助、公費負担医療などの医療費の合計であり、日本において毎年医療にどれくらいの費用が使われたかを示すものである。2020年度の国民医療費は約43兆円であり、国民医療費はGDPの伸びを超えて増加している。この急増する国民医療費に対応することが求められている。

参考情報1～4を参照しつつ、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

(1) 国民医療費の増大の要因として、人口構造の変化と疾病構造の変化が挙げられる。この二つがなぜ国民医療費を増大させるのかを説明しなさい。

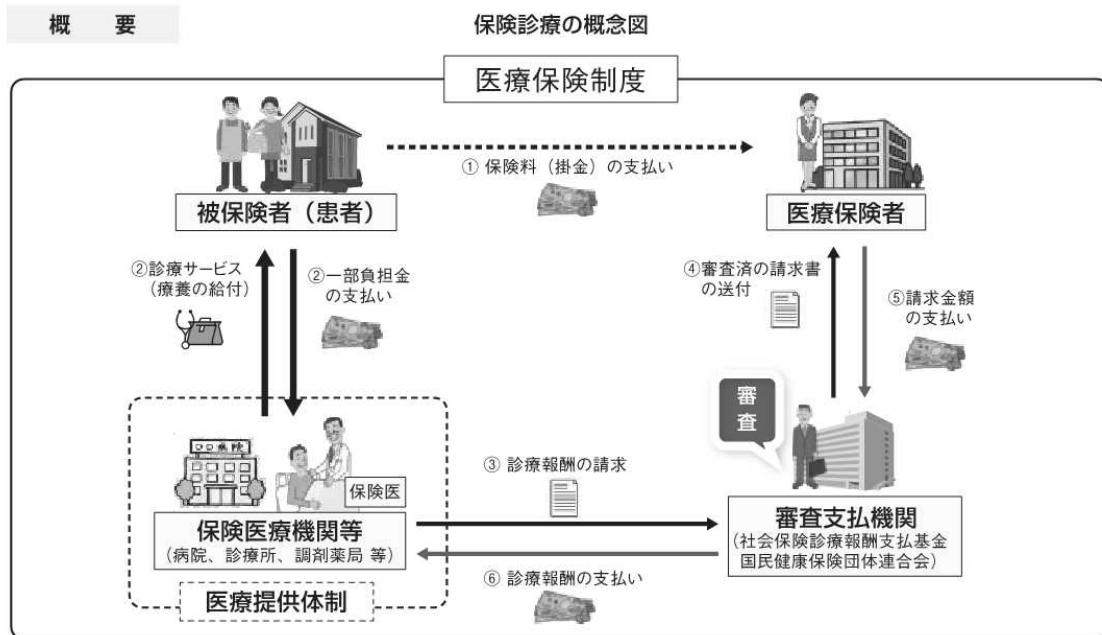
(2) 日本において、被保険者が医療機関を受診する際には、医療費について被保険者への一部負担（自己負担）が課せられている。その一部負担（自己負担）の目的を二つ挙げなさい。

また、日本の医療保険制度において、6歳から70歳までの現役世代の一部負担（自己負担）の割合を3割負担から5割負担へ引き上げるとしたら、様々なデメリットが生じる可能性がある。そのデメリットについて、被保険者に対するものと保険者に対するものをそれぞれ一つずつ挙げなさい。

(3) 診療報酬は、保険医療機関及び保険薬局が保険医療サービスに対する対価として保険者から受け取る報酬であり、診療行為ごとに定められた点数に応じて決められる。日本は出来高払制度を採用しているため、診療報酬の点数がどのように改定されるかは医療関係者の大きな関心事であり、診療報酬制度は医療関係者に対しては、経済的インセンティブを付与する政策手段として用いられている。例えば、2022年度の診療報酬改定においては、診療報酬（医科、歯科、調剤）は0.43%の引上げとなり、薬価は1.35%の引下げとなった。このような診療報酬制度が医療関係者に対する政策として果たしている具体的な機能を二つ挙げなさい。

また、診療報酬制度のほか、現在日本において、①医療機関の間の機能分化・連携と②医療の職種分担（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師など）も行われている。この①、②の二つの政策のメリットとデメリットについて、政策ごとにそれぞれ一つずつ、計四つ挙げなさい。

参考情報 1. 保険診療の概念図

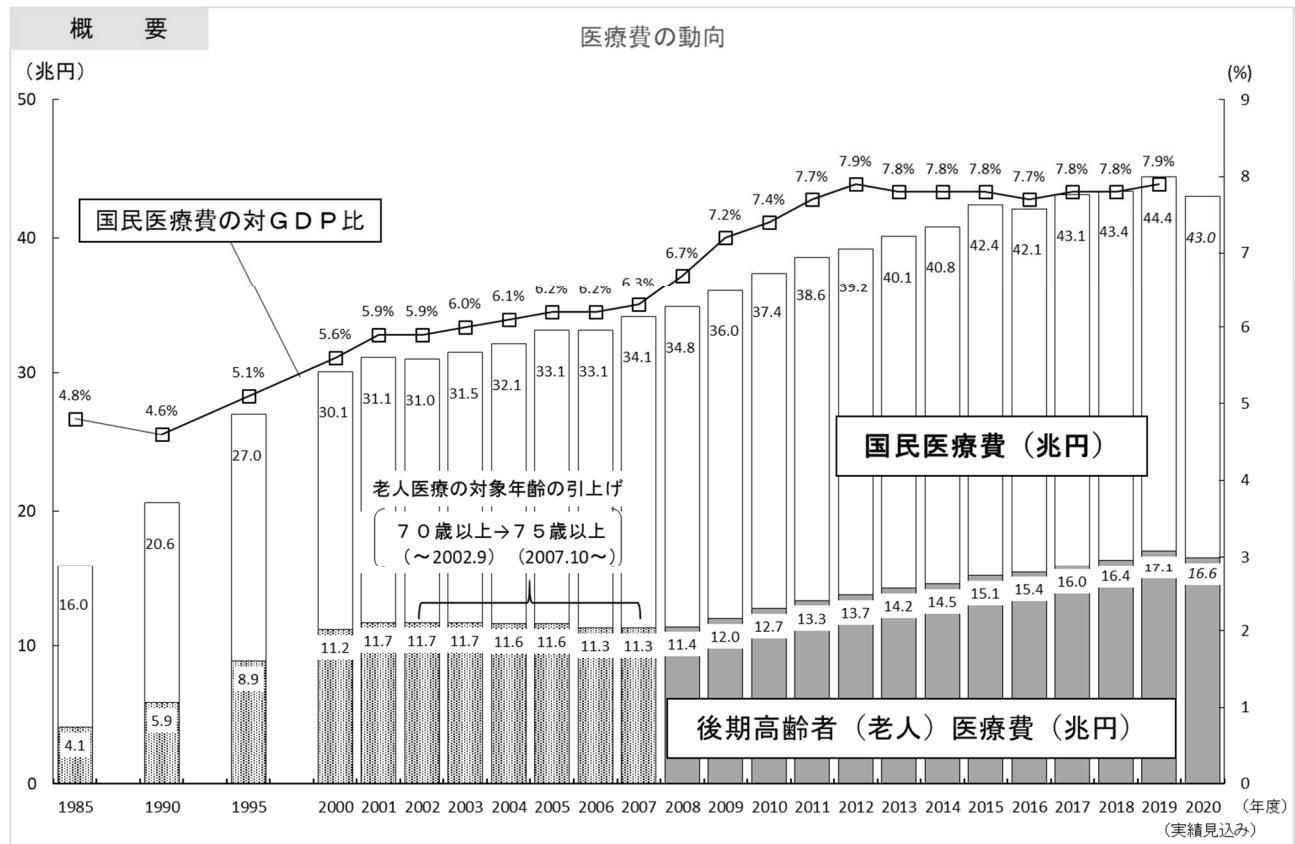


診療報酬は、まず医科、歯科、調剤報酬に分類される。

具体的な診療報酬は、原則として実施した医療行為ごとに、それぞれの項目に対応した点数が加えられ、1点の単価を10円として計算される（いわゆる「出来高払い制」）。例えば、盲腸で入院した場合、初診料、入院日数に応じた入院料、盲腸の手術代、検査料、薬剤料と加算され、保険医療機関は、その合計額から患者の一部負担分を差し引いた額を審査支払機関から受け取ることになる。

（出典）厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」（令和4年公表）

参考情報2. 医療費の動向



〈対前年度伸び率〉

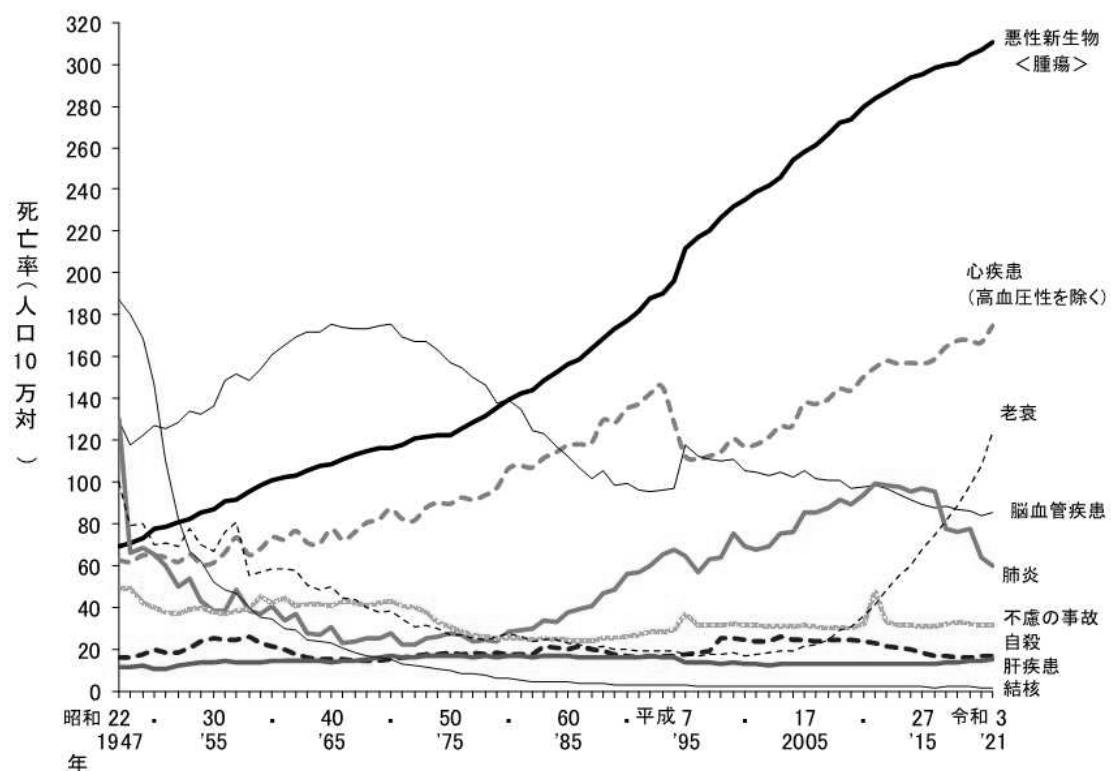
	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	▲0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.5	2.2	0.8	2.3	▲3.2
後期高齢者 (老人) 医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.6	4.2	2.5	3.8	▲2.4
GDP	7.2	8.6	2.6	1.4	▲1.9	▲0.7	0.5	0.6	0.8	0.6	0.2	▲4.1	▲3.6	1.5	▲1.0	▲0.1	2.7	2.1	3.3	0.8	2.0	0.2	0.5	—

(注) 1. GDPは内閣府発表の国民経済計算による。

2. 2020年度の国民医療費（及び後期高齢者医療費。以下同じ。）は実績見込みである。2020年度分は、2019年度の国民医療費に2020年度の概算医療費の伸び率（上表の斜字体）を乗じることによって推計している。

(出典) 厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」(令和4年公表)を基に作成。

参考情報3. 主な死因別にみた死亡率（人口10万対）の年次推移



- 注：1) 平成6年までの「心疾患（高血圧性を除く）」は、「心疾患」である。
 2) 平成6・7年の「心疾患（高血圧性を除く）」の低下は、死亡診断書（死体検査書）（平成7年1月施行）において「死亡の原因欄には、疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」という注意書きの施行前からの周知の影響によるものと考えられる。
 3) 平成7年の「脳血管疾患」の上昇の主な要因は、ICD-10（平成7年1月適用）による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。
 4) 平成29年の「肺炎」の低下の主な要因は、ICD-10（2013年版）（平29年1月適用）による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。

(出典) 厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計月報年計（概数）の概況」(令和4年公表)

参考情報4. 医療費の一部負担（自己負担）割合について

	一般・低所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	
70歳	2割負担 ※平成26年4月以降70歳になる者から	3割 負担
6歳 (義務教育就学前)		3割負担
		2割負担

(出典) 厚生労働省ホームページ「医療費の自己負担」を基に作成。

公共政策B

地方公共団体で旅行者を対象にした新税を導入する動きが広がっており、東京都や京都市が既に導入している宿泊税も旅行者を対象にした地方税の一つである。こうした地方税は、地方税法に定める税目（法定税）ではなく、条例によって新設される税で「法定外税」と呼ばれる。2000年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

このような法定外税の在り方について、参考情報1、2、3を参照しつつ、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

- (1) 宿泊税のような旅行者を対象にした法定外税の導入の目的としてはどのようなものがあるか、参考情報2を参考にして考えられる目的を二つ挙げ、それぞれについて説明しなさい。
- (2) ある地方公共団体が、宿泊税のような旅行者を対象にした法定外税の税額を変更すると、他の地方公共団体のそのような法定外税に関する意思決定に対して、直接的に、あるいは旅行者の行動変容等を通じて間接的に、影響を及ぼす可能性がある。その影響が及んでいく過程として考えられるものを二つ挙げ、それぞれについて説明しなさい。
- (3) 地方公共団体が旅行者を対象にした法定外税を導入しているとき、中央政府はその導入に対して、税額の変更を求めるなど何らかの介入を行うのが望ましい場合がある。どのような場合に介入すべきかを述べた上で、現行の旅行者を対象にした法定外税に対して中央政府が介入すべきかどうかについて、参考情報3も参考にしながら、多角的に論じなさい。

参考情報1. 日本経済新聞電子版（2022年6月14日）より抜粋

各地の自治体で旅行者を対象にした新税を導入する動きが広がっている。（中略）

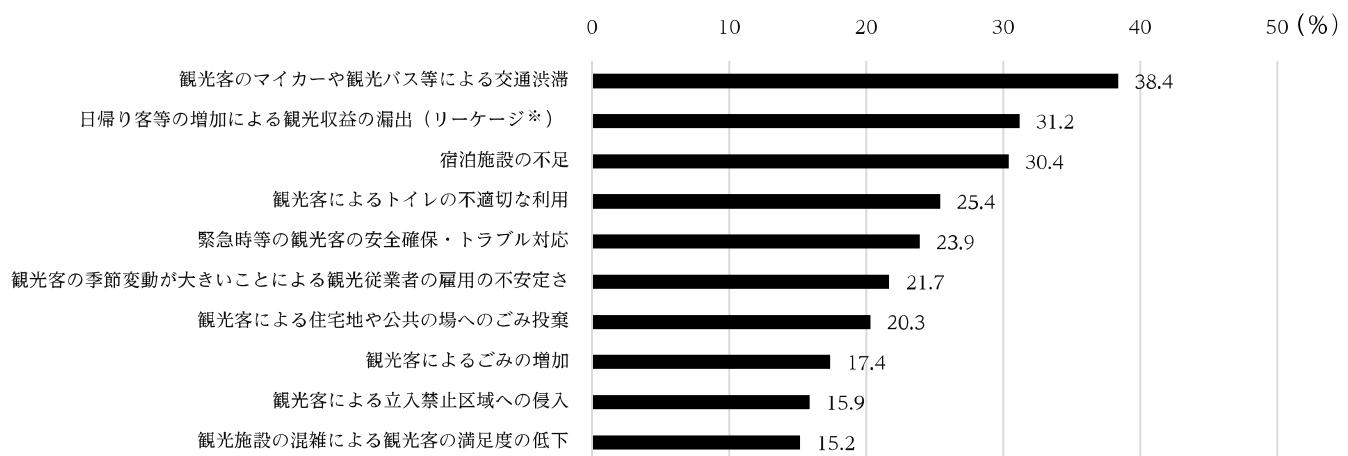
長崎市議会で3月、市内のホテル利用者に課す宿泊税を創設する条例が成立した。税額は宿泊料金に応じ、1人1泊あたり100～500円。総務省の同意を得たうえで、2023年4月の徵収開始を目指す。（中略）

海辺のリゾートが人気の沖縄県宮古島市も24年度の宿泊税導入を検討している。（中略）

世界遺産の厳島神社がある宮島への「訪問税」の準備を進めるのは地元・広島県廿日市市だ。23年秋ごろに導入予定で、フェリー乗船時に運賃と一緒に1人あたり100円を徵収する。（中略）

旅行者を対象にした「観光税」は海外の主要観光地では定着している。米ハワイ州は宿泊料の10.25%を課しているほか、ローマやパリも1泊あたり日本円で数百円程度を徵収。日本ではコロナ禍前の18～20年に京都市や金沢市など6自治体が宿泊税を始めたほか、沖縄県座間味村は入島税の「美ら島税」を創設した。

参考情報2. 持続可能な観光に関して地方公共団体が認識している主な課題



(注) 主要観光地を抱える計214の地方公共団体を対象に、持続可能な観光に関しては初となるウェブ等一斉アンケート調査を実施。アンケート実施期間は2018年（平成30年）10月31日から11月30日の1か月間。うち46か所については、国土交通政策研究所が2018年度（平成30年度）に別途実施したアンケート調査による回答。

※ リーケージとは、「漏出」の意味。「観光収益の漏出（リーケージ）」は観光収入が地元地域に落ちず、他地域に漏出してしまうことを意味する。

（出典）「令和4年版観光白書」を基に作成

参考情報3. 法定外税の状況（2022年4月1日現在）

① 法定外普通税

単位：億円

	名称	導入自治体	税収
都道府県	石油価格調整税	沖縄県	9
	核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	238
	核燃料等取扱税	茨城県	12
	核燃料物質等取扱税	青森県	193
市区町村	別荘等所有税	熱海市	5
	砂利採取税	山北町	0.05
	歴史と文化の環境税	太宰府市	0.5
	使用済核燃料税	薩摩川内市、伊方町、柏崎市	12
	狭小住戸集合住宅税	豊島区	6
	空港連絡橋利用税	泉佐野市	2
合計			477

② 法定外目的税

単位：億円

	名称	導入自治体	税収
都道府県	産業廃棄物税等*	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	68
市区町村	宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	10
	乗鞍環境保全税	岐阜県	0.03
市区町村	遊漁税	富士河口湖町	0.1
	環境未来税	北九州市	7
	使用済核燃料税	柏崎市、玄海町	7
	環境協力税等*	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村	0.1
	開発事業等緑化負担税	箕面市	1
	宿泊税	京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市	26
合計			120

(注) 税収は2020年度決算額である。法定外税の税収の合計は597億円であり、地方税収額に占める割合は0.15%である。

* 実施団体により名称に差異がある。

(出典) 総務省「法定外税の実施状況」を基に作成